- (1) 国営かんがい排水事業 (国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)
- (6)独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

- (1) 国営かんがい排水事業
 - (国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)
- (6)独立行政法人水資源機構事業

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目 小項目		A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他: と認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効	食料の農業生産性の 安定供維持・向上 給の確保		○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持= (作物生産効果+品質向上効果+営農経係る走行経費節減効果)(千円)/受益【注;効果項目は年効果額:千円】	・向上による効果額(千円/ha・年) 費節減効果+維持管理費節減効果+営農に
			水田主体地区: 630千円/ha・年以上 畑主体地区:1340千円/ha・年以上	水田主体地区: 630千円/ha·年未満 畑主体地区:1340千円/ha·年未満
			○農業産出額(事業地区市町村の面積当 事業地区市町村の農業産出額(千円/ha- =関係市町村の農業産出額(千円)/関係市	·年)
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		野菜・果樹の 産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃 割合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100	
			10%以上	10%未満
		続 的 構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり)総農家数当たりの認定農業者の割合(=関係市町村の認定農業者数の計(人)/ 	• •
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
			○経営耕地の面積(一戸当たり) 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関係	系市町村の農家戸数の計(戸)
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・ 有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けの拡大①耕地利用率(%)=作物の計画作付延②作付面積増加率(%)=計画作付率	
			別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
効	農業の 持続 発展	農業生産基盤 の保全管理	○施設の更新等整備の緊急性 A:特に緊急に更新等の整備が必要 ・老朽化等の影響により、劣化の進行: ・過去に突発事故等が発生し、機能低 ・ライフラインへの影響(水道との共) B:緊急に更新等の整備が必要 ー:該当なし(施設の更新等整備を行	下等が発生 用) 等
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備計 戦略的な保全管理に向けた更新整備計 ①既存施設の有効活用を図る観点から の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を行 A:①及び②、B:①のみ、一:該当	画の作成にあたっては、 、施設の機能診断等の実施により、施設 っている。
	農村の振興		○他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及効果 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益は 列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益か	果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の
			水田主体地区:1,000千円/ha・年以上 畑主体地区:2,000千円/ha・年以上	水田主体地区:1,000千円/ha・年未満 畑主体地区:2,000千円/ha・年未満
		の維持・増進、 水資源の有効 活用(快適性の	○地域用水効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり地域用水効果額(千円/ =地域用水効果(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	/ha·年)
		向上)	3千円/ha∙年以上	3千円/ha・年未満
	多面的 機能の 発揮 特・増進		○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ =景観・環境保全効果(千円)/受益面積(【注;効果項目は年効果額:千円】	/ha·年) (ha)
			9千円/ha·年以上	9千円/ha·年未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ①a:行っている b:検討中 c:1 ②a:踏まえている b:検討中 c:1 ③a:図っている b:検討中 c:1	系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、c:1点)の合計値により判断。

	評		評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
事業の実施環境等	環境の配慮	景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観。 ③景観に配慮した計画について、地域住。 ④景観の保全を目的とした維持管理、費別について、評価点(a:3点、b:2点。A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:2 a:踏まえている b:検討中 c:3 a:図っている b:検討中 c:1	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。
	関係計画	との連携	関係都道府県や市町村の農業振興計画とA:図られている B:図られる見込み	
②漁協との協議 ③施設所有者 (3)施設所有合意 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3)		との協議	備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下、(3指標のうち1指標が「一」の場合は下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、①a:協議了 b:協議中 c:	いるか 道路管理者等との着工前に重要な協議(予 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし 未協議 —:該当なし
	②共同につい A:6 (①ま ① a: ② a: 地元合意 ①事業 につい A:6 ① a:		①事業主体から概略構想(関連事業調書) ②共同事業(事業内容、事業費、アロケー について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下。 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:提出済 b:提出予定 c:未 ② a:協議了 b:協議中 c:未	ーション等)の事前了解 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 点、B:2点、C:1点) 提出 一:該当なし
			①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未 ②a:同意済 b:同意予定 c:未	況(事業推進協議会の議決等の状況) 、c:1点)の合計値により判断。 司意
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もして ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未 ②a:提出済 b:提出予定 c:未	、 c : 1 点) の合計値により判断。 設立

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	事 業 の 実 施 環 境		 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整 	c : 1点)の合計値により判断。 整
守	営農支援	体制	受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置	

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

- (1) 国営かんがい排水事業 (国営かんがい排水事業, 国営施設機能保全事業, 国営施設応急対策事業)
- (6)独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

	評価の内容	判 定 基 準
地質状況	・地質状況に基づいた施 設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ 施設計画としている。
受益面積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

(2) 国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	·総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適 合していること。

(2) 国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В	
効率性			と認められる。	共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 ついて該当する項目の数により判断。	
効		農業生産性の 維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) =[1-{主要作物(最も作付面積が大き 主要作物の人力の労働量(hr)(現況)		
			水田主体地区:45%以上 畑主体地区:25%以上	水田主体地区:20%以上45%未満 畑主体地区:20%以上25%未満	
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) =[1-{全ての作物の「人力+機械」両 作物の「人力+機械」両方の労働評価	j方の労働評価額(円) (計画)) / (全ての 額(円) (現況) }]×100	
			水田主体地区:52%以上 畑主体地区:30%以上	水田主体地区:20%以上52%未満 畑主体地区:20%以上30%未満	
野菜・果樹の 産地形成 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産 割合(%) =指定作物の計画作付面積(ha)/受益面積(ha)		密生産団地の指定作物の計画作付面積			
			11%以上	11%未満	
		水田における 麦・大豆の生 産拡大	=水田における麦・大豆の計画作付面積		
			17%以上	17%未満	
		農地の有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けの拡大①耕地利用率(%)=作物の計画作付延②作付面積増加率(%)=計画作付率		
			①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	

評価項目		価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
		望ましい農業構造の確立	○担い手等への農地利用集積率 《国営農地再編整備事業》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100 《国営緊急農地再編整備事業》 担い手等への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理を行う事業の受益農地面積(ha)×100		
			85%以上	85%未満	
	農村の振興	農村の生活環 境の整備	○生活環境整備関連効果額(受益面積当 生活環境整備関連効果額(千円/ha・年 =(一般交通等経費節減効果+非農地等創 【注;効果項目は年効果額:千円】)	
			8.1千円/ha·年以上	8. 1千円/ha・年未満	
		地域経済への 波及効果	列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益を	果額(千円/ha・年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の から現況粗収益を引いたもの 水田主体地区:1,400千円/ha・年未満	
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円 =景観・環境保全効果(千円)/受益面配 【注;効果項目は年効果額:千円】	責(ha)	
			16千円/ha·年以上	16千円/ha·年未満	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	た調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能 負担及びモニタリング体制等の調整状 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 (4指標のうち1指標が「一」の場合は 点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は 下) ①a:行っている b:検討中 c: ②a:踏まえている b:検討中 c: ③a:図っている b:検討中 c:	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c: 1点)の合計値により判断。 以下 、 A: 8点以上、B: 5~7点、C: 4 、 A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以 行っていない 踏まえていない	

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	環境への配慮	景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、費けについて、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以「(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:② a:踏まえている b:検討中 c:③ a:図っている b:検討中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c : 1 点)の合計値により判断。
	関係計画	との連携	関係都道府県や市町村の農業振興計画と A:図られている B:図られる見込み	
関係機制		との協議	に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	達しているか との着工前に重要な協議(予備)が合意 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 議 一:該当なし 議 一:該当なし
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:提出済 b:提出予定 c:未 ② a:協議了 b:協議中 c:未	ーション等)の事前了解 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 点、B:2点、C:1点) 提出 ー:該当なし
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未 ②a:同意済 b:同意予定 c:未	況(事業推進協議会の議決等の状況) 、c:1点)の合計値により判断。 同意
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もして②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:設立済 b:設立予定 c:未②a:提出済 b:提出予定 c:未	、 c : 1点)の合計値により判断。 設立

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	維持管理	体制	①予定管理者の合意が得られているか②施設の予定管理者と維持管理の方法及意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:合意済 b:調整中 c:未調②a:合意済 b:調整中 c:未調	整
7	営農支援	体制	受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未	
	緊急性			等)との一体的な施行、又は一体的な土 う観点から、特定の時期までに着工する

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(2) 国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【特定監視項目】

	評価の内容	判 定 基 準
地	地形、地質、水利条件等 に基づいた農地整備計画 としている。	・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備 勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地 質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事 業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

	評	価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A: 2項目、B: 1項目、- : 該当なし		
効		農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の向上=(作物生産効果+品質向上効果+営農経係る走行経費節減効果)(千円)/受益【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	による効果額(千円/ha・年) Mac	
			水田主体地区:250千円/ha·年以上 畑主体地区:240千円/ha·年以上	水田主体地区:250千円/ha・年未満 畑主体地区:240千円/ha・年未満	
			○農業産出額(事業地区市町村の面積当 事業地区市町村の農業産出額(千円/ha =関係市町村の農業産出額(千円)/関係市	·年)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
	農業の 望ましい農業 ○認定農業者の割合(総農家当たり) 持続的 構造の確立 総農家戸数当たりの認定農業者の割合(%) 発展 =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家戸数の				
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
			○経営耕地の面積(一戸当たり) 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関係	系市町村の農家戸数の計(戸)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
農地の確保・ 有効利用 の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地 ②作付面積増加率(%)=計画作付率(%)-現況作		- べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100			
①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び ①耕地利用率108 特別豪雪地帯は100%以上)または、 特別豪雪地帯は ②作付面積増加率16%以上 ②作付面積増加率					
	農業生産基盤 の保全管理 (次害防止効果額(農業関係)(受益面積当たり) 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha・年) (実高防止効果(農業関係)(千円)/受益面積(ha) ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】			·年)	
			水田主体地区:133千円/ha・年以上 畑主体地区:286千円/ha・年以上	水田主体地区:133千円/ha・年未満 畑主体地区:286千円/ha・年未満	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
	農村の振興		○災害防止効果額(一般資産+公共資産 災害防止効果額(一般資産+公共資産 三災害防止効果(一般関係)(千円)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】	(千円/ha·年)
			水田主体地区:195千円/ha·年以上 畑主体地区: 11千円/ha·年以上	水田主体地区:195千円/ha・年未満 畑主体地区: 11千円/ha・年未満
		地域経済への 波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及效 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益	J果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の
			1,000千円/ha·年以上	1,000千円/ha·年未満
	多面的 機能の 発揮	環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 環境関連効果額(景観・環境保全効果 =景観・環境保全効果(千円) /受益面 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			8千円/ha·年以上	8千円/ha·年未満
事業の実施環境等		生態系	た調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能 負担及びモニタリング体制等の調整状 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 (4指標のうち1指標が「一」の場合は 点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は 下) ① a:行っている b:検討中 c: ② a:踏まえている b:検討中 c: ③ a:図っている b:検討中 c:	往民の参加や地域住民との合意形成 ミを十分に発揮するための維持管理、費用 決況 、、c:1点)の合計値により判断。
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、費 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「一」の場合に 点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合に 下) ①a:行っている b:検討中 c: ②a:踏まえている b:検討中 c: ③a:図っている b:検討中 c:	 民の参加や地域住民との合意形成用負担及びモニタリング体制等の調整状況(、c:1点)の合計値により判断。下は、A:8点以上、B:5~7点、C:4は、A:6点、B:4~5点、C:3点以行っていない踏まえていない

	評化	 西項目	評価指標及	び判定基準
大	大中項目 小項目		A	В
事業の実施環境等	友 也 元		①関係都道府県や市町村の地域防災計画 ②関係都道府県や市町村の農業振興計画 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が一の場合は、A:3点、 ① a:図られている b:図られる見込みがあ ② a:図られている b:図られる見込みがあ	と本事業との整合性 、c:1点)により判断。 、-:該当なし B:2点、C:1点) る c:図られていない -:該当なし
₩	関係機関との協議		備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は	いるか 道路管理者等との着工前に重要な協議(予 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし 未協議 —:該当なし
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 3点、B:2点、C:1点) ①a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ②a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。(①または②が「-」の場合は、A:-:該当なし
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同意	況(事業推進協議会の議決等の状況) 、 c : 1 点)の合計値により判断。
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしる②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:設立済 b:設立予定 c:未設立②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	、 c : 1点)の合計値により判断。
	維持管理体制		 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:合意済 b:調整中 c:未調②a:合意済 b:調整中 c:未調 	整
	営農支援	体制	受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置	

	評化	西項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A B		
事 緊急性 災害発生時の ①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設 (ダム、頭首の共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設 (学校や医療機関等) 店発生時に地域社会への影響 (ライフラインや交通等) について、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2項目、C:1項目、-:該当なし			を設(ダム、頭首工)やライフラインと 交や医療機関等)が地区内に存在し、災 ラインや交通等)が想定される。 。		
等 被害の発生頻 度 過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が複数年発生 ー:該当なし				数年発生 C:被害が発生	

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

【特定監視項目】

評価の内		判	定	基	準			
地質状況に基 質 よしている。 状況	づいた施設計画	 弋況を把 施設計画			必要な詞	周査を行	テい、	仮設等を見

チェックリスト判定基準表 (4) 直轄地すべり対策事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比≥1.0)
4. 地すべり等防止法及び事業 実施要綱等に適合していること。	・農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・工事の規模が著しく大であるとき。 ・工事が高度の技術を必要とするとき。 ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。

チェックリスト判定基準表 (4)直轄地すべり対策事業

	評	 価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であるとめられる。 ②調査段階を踏まえた、効果的な対策工法の計画となっている。 ③共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし		
効 安 定 供 維持・向上 保全対象面積のうち農			○保全対象面積のうち農地面積(一地区 保全対象面積のうち農地面積(ha/地 =地すべり地域及び地域外被害想定地は	[区)	
			724ha以上	724ha未満	
		農業生産基盤 の保全・管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果(農地・農業用施設・農作物の被害軽減)の = (直接的な被害軽減効果(農業関係)+間接的な被害軽減効果(/総費用×100		
			132%以上	50%以上132%未満	
	農村の 農村の生活 現 振興 境の整備			施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減 +間接的な被害軽減効果(一般関係))	
			61%以上	61%未満	
			○保全対象となる人家戸数(一地区当た 保全対象となる人家戸数(戸/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域		
			365戸以上	365戸未満	
	多面的機能の 発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関する②農地の遊休化や耕作放棄化の問題につ等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断A:2項目、B:1項目、一:該当	のいて地域で話合い(行政・住民合同会議	

	評	価項目	評価指標及	び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	た調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能 負担及びモニタリング体制等の調整状 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 (4指標のうち1指標が「一」の場合は 点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は 下) ①a:行っている b:検討中 c: ②a:踏まえている b:検討中 c: ③a:図っている b:検討中	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c : 1点)の合計値により判断。	
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、費けについて、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以「(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ①a:行っている b:検討中 c:②a:踏まえている b:検討中 c:③a:図っている b:検討中 c:	対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査 見を踏まえた景観配慮 について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 した維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 :3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 -9点、C:6点以下 が「一」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4 が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以 の:検討中 c:行っていない の:検討中 c:踏まえていない の:検討中 c:図っていない 一:該当なし	
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の地域防災計画等 A:図られている B:図られる見込み		
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道 備)が合意に達しているか A:協議了 B:多くが協議中 C:多	路管理者等との着工前に重要な協議(予 くが未協議 - : 該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。、一:該当なし点、B:2点、C:1点)一:該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同意	、c:1点)の合計値により判断。	

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	: 中項目 小項目		A	В	
事業の実施環境	事業推進	体制	①点検等を行う地元組織が設置されている ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
第 維持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用に 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整				、 c : 1点)の合計値により判断。	
	体制が整備されている		受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置		
緊急性 地すべりの兆候 ①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に ③地表移動量調査 (GPS等) により累積 ④地中移動量調査 (孔内傾斜計等) によりについて、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2項目、C:1項目		に変状がある。 積変位がある。 り累積変位がある。 :。			
		被害の発生履歴	過去の地すべり被害の発生履歴 A:直近5年以内に被害が発生 B:過 C:過去20年以内に被害が発生 -:該		
		災害発生時の 影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等 ③災害発生時に地域社会への影響(ライ について、該当する項目の数により判断 A:3項目、B:2項目、C:1項目、	フラインや交通等)が想定される。	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(5) 直轄海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低 下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	· 費用便益比 ≥ 1. 0
4. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・海岸法等の規定要件を満足すること。

(5) 直轄海岸保全施設整備事業

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他と認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を について、該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当	図る計画となっている。 防止する計画となっている。
		農業生産性の 維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積(ha/地I	<u>X</u>)
	給の確保	水压1.4. 1H1丁.	(侵食対策) 3ha以上 (高潮対策)38ha以上	(侵食対策) 3ha未満 (高潮対策)38ha未満
	農業の農業生産基盤 持続的の保全・管理 発展		○防護面積当たり農業関係施設防護効果 受益面積当たり農業関係施設防護効果 =農業関係施設防護効果(一般資産+公共 (※農業関係施設防護効果(一般資産+公共 =一般資産防護効果(農業関係)+公共土 【注;効果項目は年効果額:千円】	額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年) 共資産)(千円)÷防護面積(ha) 資産)
			926千円/ha·年以上	926千円/ha・年未満
	農村の振興		○防護面積当たり農業以外施設防護効果を受益面積当たり農業以外施設防護効果を 受益面積当たり農業以外施設防護効果を =農業以外施設防護効果(一般資産+公共 (※農業以外施設防護効果(一般資産+公共 =一般資産防護効果(農業以外)+公共土 【注;効果項目は年効果額:千円】	額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年) 共資産)(千円)÷防護面積(ha) 資産)
			1,667千円/ha·年以上	1,667千円/ha·年未満
			○整備海岸延長あたり防護人口 (人/km)	
			(侵食対策)17人/km以上 (高潮対策)100人/km以上	(侵食対策)17人/km未満 (高潮対策)100人/km未満
			○整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km)	
			(侵食対策)4ha/km以上 (高潮対策)62ha/km以上	(侵食対策)4ha/km未満 (高潮対策)62ha/km未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効	多 面 的 の 発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
事 環 境 へ 生態系		系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、 費用 況、 c:1点)の合計値により判断。 以下 、 A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない 踏まえていない		
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住民 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:行っている b:検討中 c:行る: 3a:図っている b:検討中 c:日	配慮 民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c: 1 点)の合計値により判断。 、 A: 8 点以上、 B: 5~7点、 C: 4 、 A: 6 点、 B: 4~5点、 C: 3 点以 行っていない 踏まえていない 図っていない -: 該当なし
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の地域防災計画等②耐震設計に基づく計画が策定されていたでいて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:図られている b: 関られる見込②a:策定されている b: 策定される見	る 、 c : 1 点) の合計値により判断。 Aみがある c : 図られていない

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事 関係機関との協議 ①漁協との協議が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合語を表する。 との協議が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合語を表する。 施 環 (①または②が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:①a:協議了 b:協議中 c:未協議 —:該②a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 —:該		c:1点)の合計値により判断。 一:該当なし 点、B:2点、C:1点) 協議 —:該当なし		
	地元合意	元合意 ①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値によ A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ② a:同意済 b:同意予定 c:未同意		c:1点)の合計値により判断。
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:設立済 b:設立予定 c:未設立	
	維持管理体制		①予定管理者が決定されているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整	c:1点)の合計値により判断。 整
あるいは緊急点検箇 盤、地震防災対策 ること ②事業を予定する ③他のとは事業で ④官公署、学校、病院 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		盤、地震防災対策推進地域等の災害発 ること ②事業実施を予定する海岸保全施設の主要 ③他の公共事業(他省庁の海岸事業、治 るため早急に事業を実施する必要がある (官公署、学校、病院等の公共建物、人員 県道、鉄道、空港、あるいは、団地規 による営農が可能な土地条件を備えて	している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地生危険地域、ゼロメートル地帯に該当す要部分に広範囲の変状が発生していること山事業や漁港修築事業等)等と連携をとること。 老人ホーム、身障者施設または国道、模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械いるか、整備して備え得る農地が防護区	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	率		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
有 食 料 の 農業生産性の 効 安 定 供 維持・向上 性 給の確保 性 給の確保 ()土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上によ = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果 農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(【注;効果項目は年効果額:千円】 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型				・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営 受益面積(ha)	
			①1,200千円/ha·年以上 ② 720千円/ha·年以上	①1,200千円/ha·年未満 ② 720千円/ha·年未満	
野菜・果樹産地形成			 ○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型 		
		① 8.0%以上 ②19.0%以上	① 8.0%未満 ②19.0%未満		
		水田における 麦・大豆の生 産拡大	○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付面積率 =水田における麦・大豆の計画作付面。 -:該当なし(区画整理や暗きょ排水等の動	積(ha)/受益面積(ha)×100	
			17%以上	17%未満	
		農地の有効利 用	○食料・農業・農村基本計画に位置付 面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付面積増加率(%)=計画作付		
			特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効		望ましい農業構造の確立	農業経営基盤強化促進基本構想に定め	基本構想に定める目標の達成 る。 い手への農地利用集積率が、市町村の る目標割合以上となる見込みがある。」 場合のうち、判定基準のB欄のアまた	
			ア 73%以上または、 イ 34%以上または、 ウ を満たす	ア 60%以上73%未満または、 イ 20%以上34%未満	
				業の受益面積に占める、担い手の経営 領に定める集積団地要件を満たす農用	
			66.5%以上	42%以上66.5%未満	
			③育成される農業生産法人への農地利用集積 計画農地利用集積率		
			75%以上	50%以上75%未満	
《畑地帯担い手育成型》及び《畑地帯担い手支援型》及び ○担い手等への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及 事業の受益農地面積(ha)×100 ①畑地帯担い手育成型(計画の農地利用集積率) ②畑地帯担い手支援型(現況の農地利用集積率) ③耕作放棄地型(現況の農地利用集積率)		面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う 用集積率) 用集積率)			
			①33%以上 ②37%以上 ③50%以上	①20%以上33%未満 ②10%以上37%未満 ③ 50%未満	
農村の振興 地域経済への 波及効果		果額(千円/ha·年) 記積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 Z益から現況粗収益を引いたもの			
			①640千円/ha以上 ②900千円/ha以上	①640千円/ha未満 ②900千円/ha未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
効		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ 三(景観・環境保全効果)(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い ① 16千円/ha以上 ②180千円/ha以上	i (ha)
由	严	4.此 五		
尹業の実施環境等	環境への配慮		負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) (4 指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:6 ② a:踏まえている b:検討中 c:6 ③ a:図っている b:検討中 c:6	系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない 踏まえていない
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住民 ④景観の保全を目的とした維持管理、費 況 について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下)	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない 踏まえていない 図っていない -:該当なし
			性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広れている ③人・農地プランが作成されている について、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点	以下 、A:5~6点、B:3~4点、C:2 なみがある c:図られていない づけられる見込みがある なし

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	業 の 実 施 環 境		①河川管理者との協議(予備)が合意に設定 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下、(2指標のうち1指標が「一」の場合は、①a:協議了 b:協議中 c:2 a:協議了 b:多くが協議中 c:2	道路管理者、漁協等との着工前に重要な c:1点)の合計値により判断。 一:該当なし A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし
②事業計画の内容について、評価点A:6点、B:4①「受益農家の同意済み;受助:同意済み;受助:同意済み;受力。未同意。」、表記の同意。 ②「議会の同意」。 は、記言を済み;受力。 のは、記言を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、記述を表示。 のは、こ述を表示。 のは、こ述を表示。 のは、こ述を表示。 のは、こ述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を			①事業計画の内容や負担金等、事業実施に②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①「受益農家の同意」とは3/1時点(想気a:同意済み;受益者の大部分の同意が行b:同意済み;受益者の2/3以上の同意がたc:未同意 ;土地改良区理事会了等、「②「議会の同意」とは3/1時点(想定)でa:同意済み;議会において事業推進にした。同意予定;内諾協議は了しているが、c:未同意 ;同意が得られていない	こ対する関係市町村の議会の同意 c:1点)の合計値により判断。注)での同意状況 けられている が得られている 「意向」同意は得られているでの同意状況 関する決議が得られている
	②事業推進協議会等から着工要望の について、評価点(a:3点、b: A:6点、B:4~5点、C:3点 ①a:設立済 b:設立予定 c		①事業推進協議会等の設立の有無 もしく ②事業推進協議会等から着工要望の提出の について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未請 ②a:提出済 b:提出予定 c:未持	の有無 c:1点)の合計値により判断。 设立
②施設の予定管理者と維持管意に達しているかについて、評価点(a:3点A:6点、B:4~5点、C①a:得られている b:		について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:得られている b:調整中 c	c:1点)の合計値により判断。 :未調整	
討) 体制が整備されている		受益農家、農協、普及センター等を含めた 討)体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置	た営農検討組織など、営農支援(検	
携をとるため早急に事業を ②老朽化等による施設機能 について、該当する項目の数		①国営事業など他の公共事業(かんがい 携をとるため早急に事業を実施する必要 ②老朽化等による施設機能低下や農業被 について、該当する項目の数により判断 A:2項目 B:1項目 -:該当なし	要がある	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、 都道府県の技術指標に適合した技術であること。・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・ 協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0 (*事業効果指数≥1.0) であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費 の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され(見込み含む)その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、 環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているととも に、たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性			められること。	畜舎建築コストガイドライン」及び「たい肥舎等建築コストガイドライ に則した整備水準であること。 いて、該当する項目の数により判断。	
有 食 料 の 農業生産性の 効 安 定 供 維持・向上 性 給の確保 性 給の確保 (一) 農業生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益頭数 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (畜産物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持 営農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益頭数(肥育服 【注;効果項目は年効果額:千円】				・向上による効果額 農経費節減効果+維持管理費節減効果+	
			6. 2千円/頭·年以上	6. 2千円/頭·年未満	
		続的 構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家 (=事業参加経営体のうちの担い手農家数 《公共牧場整備事業》○公共牧場利用経営体に占める担い手農 =公共牧場利用経営体のうちの担い手農 ×100	((戸) /事業参加経営体(戸)×100 家(認定農業者等)の割合(%)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
			①担い手農家への飼料生産基盤の集積 ②基盤整備の実施により耕作放棄地の 確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用が図 について、該当する項目の数により判断 A:2~3項目、B:1項目、一:該 《公共牧場整備事業》 ②及び③の評価指標について、該当する A:2項目、B:1項目、一:該当なし	発生を未然に防止し、飼料生産基盤のられること。 f。 当なし る項目の数により判断。	
	農村の振興		○他産業への経済波及効果額(受益頭数 受益頭数当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 表の逆行列係数の列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益額とは、計画粗収益額	」果額(千円/頭・年) 益頭数(肥育豚換算:頭)×(産業連関	
			16.0千円/頭·年以上	16.0千円/頭·年未満	
	多面的 機能の 持・増進 発揮		○環境関連効果額(受益頭数当たり) 受益頭数当たり環境関連効果額(千円 =(景観・環境保全効果)(千円)/受益 【注;効果項目は年効果額:千円】 「※受益頭数当たり畜産環境整備効果 =(衛生水準向上効果+水質保全効果) 【注;畜産環境整備効果額を算定し	益頭数(肥育豚換算:頭) 果額(千円/頭・年) (千円) /受益頭数(肥育豚換算:頭)	
			3.6千円/頭·年以上	3.6千円/頭·年未満	

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 ・環境配慮対策工を行った施設等が機能 ・費用負担、モニタリング体制等の調整について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 ①a:行っている b:検討中 c:②a:踏まえている b:検討中 c:③a:図っている b:検討中 c:	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、 受状況 (、c:1点)の合計値により判断。 以下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない 図っていない
		景観	査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、費 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 ①a:行っている b:検討中 c: ②a:踏まえている b:検討中 c: ③a:図っている b:検討中 c:	E民の参加や地域住民との合意形成 用負担、モニタリング体制等の調整状況 (、c:1点)の合計値により判断。 (以下、一:該当なし 行っていない 踏まえていない
	関係計画との連携		善目標との整合性が図られていること ②事業を実施する飼料生産基盤に係る 農用地区域内であること。 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:図られている b:図られる見込	土地が、農業振興地域整備計画における (、 c : 1 点)の合計値により判断。
	関係機関との協議		実であること。 ③施設所有者、文化財管理者等関係者、 な協議(予備)が合意に達しているこ について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	抵当権等)の同意が得られることが確 道路管理者、漁協等との着工前に重要 と。 、 c:1点)の合計値により判断。 、 一:該当なし は、A:6点、B:4~5点、C:3点 、 A:3点、B:2点、C:1点) 、 A:3点、B:2点、C:1点) 、 A:3点、B:2点、C:1点)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	の 実 施 環 境		 ①市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ②補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③事業参加経営体(公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む。)の意向が十分反映された計画となっていること。について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 ①a:得られている b:得られる見込みがある c:得られていない ②a:調整済 b:調整中 c:未調整 ③a:計画となっている b:調整中 c:計画となっていない 	
	事業推進体制		①事業推進協議会等地元の意見を調整す ②行政、農協等の担当部局が明確になっ ③周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設 ②a:明確になっている b:調整中 ③a:得られている b:得られる見込	ていること。 、 c : 1 点) の合計値により判断。 立 c : 明確になっていない
	維持管理支援体制		①草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 ②普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:整備済 b:整備予定 c:未整備 ②a:整備済 b:整備予定 c:未整備	
	1 - 1 - 1		飼料自給率の向上を図るため、早期に A:該当あり、-:該当なし	整備事業を実施する必要があること。

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業), 農業水利施設保全合理化事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本 事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≧ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等) との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件 に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

農業水利施設保全合理化事業(水利用再編促進事業)において、項目3の判定基準は、「当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。」、項目4の判定基準は、「当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。」と読み替える。

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業), 農業水利施設保全合理化事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	В		
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし			
効		農業生産性の維持・向上	生の 〇土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額(千円 =(作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節 係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】			
			110千円/ha·年以上	110千円/ha・年未満		
合(%)		(受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃	定作物の計画作付面積割合 密生産団地の指定作物の計画作付面積割			
			12.7%以上	12.7%未満		
農業の望ましい農業 ○認定農業者の割合(総農家当たり) 持続的構造の確立 総農家数当たりの認定農業者の割合(%) 発展 =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村						
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満		
有効利用 面積の ①耕地			○食料・農業・農村基本計画に位置付面積の拡大①耕地利用率(%)=作物の計画作付②作付面積増加率(%)=計画作付			
		農業生産基盤の保全管理	特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満		
			○施設の更新等整備の緊急性 A:特に緊急に更新等の整備が必要 ・老朽化等の影響により、劣化の進 ・過去に突発事故等が発生し、機能 ・ライフラインへの影響(水道との B:緊急に更新等の整備が必要 ー:該当なし(施設の更新等整備を	低下等が発生 共用) 等		
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備 戦略的な保全管理に向けた更新整備 ①既存施設の有効活用を図る観点か 施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を A: 2項目、B: 1項目、-:該当	計画の作成にあたっては、 ら、施設の機能診断等の実施により、 。 行っている。		

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	効 振興 波及効果		○他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収	果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の
			314千円/ha·年以上	314千円/ha·年未満
		の維持・増進、	○地域用水効果額(受益面積当たり)受益面積当たり地域用水効果額(千円)=地域用水効果(千円)/受益面積(ha)【注;効果項目は年効果額:千円】	/ha·年)
		HJ/	2.7千円/ha·年以上	2.7千円/ha·年未満
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円) =景観・環境保全効果(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			6.4千円/ha·年以上	6.4千円/ha·年未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用 負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「一」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:調整済 b:調整中 c:未調整 一:該当なし	
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観。 ③景観に配慮した計画について、地域住。 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:② a:踏まえている b:検討中 c:③ a:図っている b:検討中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況、c:1点)の合計値により判断。 に、A:8点以上、B:5~7点、C:4 に、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない 踏まえていない

	評価項目		評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環 境	の 実 施 環		②高生産性優良農業地域対策に基づく広 ③人・農地プランが作成されている について、評価点(a:3点、b:2点 A:7点以上、B:4~6点、C:3点 ①a:図られている b:図られる見込 ②a:図られている b:図られる見込	①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画との整合性②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。A:7点以上、B:4~6点、C:3点以下①a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない②a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない③a:作成されている b:作成される見込みがある c:作成されていない	
	関係機関との協議		②施設所有者、文化財管理者等関係者、協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「一」の場合は①a:協議了 b:協議中 c:	について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。	
②事業計画の内容をについて、 A:6点、B:4分について、 B:数の「一:該の「一・会」で、 B:数の同意済み;受益と、 「同意済み;受益と、 B:同意済み;受益と、 ま では、		①事業計画の内容や負担金等、事業実施②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①が「一:該当なし」の場合 A:3.①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定a:同意済み;受益者の2/3以上の同意がb:同意済み;受益者の2/3以上の同意がc:未同意 ;土地改良区理事会了等、一:該当なし②「議会の同意」とは3/1時点(想定)でa:同意済み;議会において事業推進にb:同意予定;内諾協議は了していない。	に対する関係市町村の議会の同意 、 c : 1 点) の合計値により判断。 点 B : 2 点 C : 1 点) ご) での同意状況 得られている 、得られている 「意向」同意は得られている ごの同意状況 関する決議が得られている		
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしく ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未 ②a:提出済 b:提出予定 c:未	の有無 、 c : 1 点)の合計値により判断。 設立	
②施設の予定管理 意に達している。 について、評価点 A:6点、B:4~ ①a:合意済 b		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	整		
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置		
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関A:該当あり -:該当なし	係で緊急性が高い	

(7-4)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地防災事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事 業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

(7-4)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地防災事業))

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A B	
効率性			①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし	
効		食料の 農業生産性の		・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営農に
			水田主体地区:880千円/ha·年以上 畑主体地区:230千円/ha·年以上	水田主体地区:880千円/ha・年未満 畑主体地区:230千円/ha・年未満
		望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり)総農家数当たりの認定農業者数(人/戸=関係市町村の認定農業者数の計(人)/「	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
農地の確保・ 有効利用 ②食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕 面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕 ②作付面積増加率(%)=計画作付率(%) -現況を ①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び ①耕地利用率10 特別豪雪地帯は100%以上)または、 特別豪雪地帯 ②作付面積増加率16%以上 ②作付面積増加		面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付	延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100	
		農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額(農業関係)(受益面積 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha =災害防止効果(農業関係)(千円)/受え ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】	·年)
			水田主体地区: 150千円/ha・年以上 畑主体地区:2,000千円/ha・年以上	水田主体地区: 150千円/ha・年未満 畑主体地区:2,000千円/ha・年未満
農村の 振興 境の整備) (千円/ha·年)		
			330千円/ha·年以上	330千円/ha·年未満

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha·年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの 3,600千円/ha·年以上 3,600千円/ha·年未満		
	-	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円) =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】	/ha·年)	
			22千円/ha·年以上	22千円/ha·年未満	
(4) (4) 指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4下) (1) (1) (2) (2) (4) 指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4下) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない			
		配慮 民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況、c:1点)の合計値により判断。 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以			

	評	価項目	評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В	
事業の実施環境等	関係計画	さ と の 連携	興等総合振興対策に基づく地域別振興振興地域整備計画、いずれかに位置づいる事業実施地区が公害防止計画区域、特指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以	域農業農村整備促進計画、中山間地域振アクションプラン、市町村が定める農業けられていること 殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域 、 c:1点)の合計値により判断。 以下 、 A:6点、B:4~5点、C:3点以 . A:3点、B:2点、C:1点) . 込みがある c:図られていない . 込みがある c:図られていない	
関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に記 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (①または②が「一」の場合は、A:3分 ① a:協議了 b:協議中 c:表情 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:多句	道路管理者、漁協等との着工前に重要な . c:1点)の合計値により判断。 :該当なし 点、B:2点、C:1点) 劦議 -:該当なし		
		①事業主体から概略構想(関連事業調書) ②共同事業(事業内容、事業費、アロケー について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解 、c:1点)の合計値により判断。 (①または②が「一」の場合は、A: -:該当なし		
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①が「一」の場合、A:3点、B:2分の「受益農家の同意」とは3/1時点(想定a:同意済み;受益者の大部分の同意がた。:未同意 ;土地改良区理事会了等、「一:該当なし;地元同意を要しない②「議会の同意」とは3/1時点(想定)でa:同意済み;議会において事業推進にしまって。ままに、方の話協議は了しているが、c:未同意 ;同意が得られていない	 こ対する関係市町村の議会の同意 (c:1点)の合計値により判断。 点、C:1点) 它の同意状況 得られているが得られている 「意向」同意は得られている ごの同意状況 関する決議が得られている 	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	• •	

評価項目 評価指標及び判定法		び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В
業の実施環	維持管理	体制	 ①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整 	
境 等 営農支援体制 受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織なる 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置 -:該当なし				
	緊急性 災害発生時の 影響		①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能 ②事業の対象施設として基幹土地改良 との共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学 災害発生時に地域社会への影響(ラー について、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2項目、C:1項目、	施設(ダム、頭首工)やライフライン 校や医療機関等)が地区内に存在し、 イフラインや交通等)が想定される。
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害がね 一:該当なし	複数年発生 C:被害が発生

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-5)農業競争力強化基盤整備事業(農業基盤整備促進事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事 業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用が そのすべての費用を償うこと。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

(7-5)農業競争力強化基盤整備事業(農業基盤整備促進事業)

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効		農業生産性の 維持・向上	○地域農業の生産性向上A:高収益作物の導入等、農業生産性のB:農業生産性の維持が図られる。	向上が図られる。
		農業生産基盤 の保全管理	 基盤 ○施設の更新等整備の緊急性 A:特に緊急に更新等の整備が必要 (老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著、過去に突発事故等が発生能低下等が発生、ライフラインへの影響(水道との共用)等) B:緊急に更新等の整備が必要 -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区) ○戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の策定戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成にあたっては、 ①既存施設の有効活用を図る観点から、施設の機能診断等の実施により、設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を行っている。について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし 	
農村の 振興		,		
	多面的機能の 発揮	国土の保全	○農地の遊休化や耕作放棄地化の問題に 議等)が行われている。 A:行われている、B:行われていない	ついて地域で話合い(行政・住民合同会

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
	環の配慮	生態系	た調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態: ③生態系に配慮した計画について、地域(④環境配慮対策工を行った施設等が機能 負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) (4指標のうち3指標が「一」の場合は下) (4指標のうち3指標が「一」の場合は下) (4指標のうち3指標が「一」の場合は、 ① a:踏まえている b:検討中 c:6 ③ a:図っている b:検討中 c:6	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点以下) 行っていない 踏まえていない -:該当なし
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、費月について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は下) (4指標のうち3指標が「一」の場合は下) (4指標のうち3指標が「一」の場合は、下) (4指標のうち3指標が「一」の場合は、下) (3 a:でいる b:検討中 c:6) ③ a:図っている b:検討中 c:6)	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点以下) 行っていない 踏まえていない -:該当なし
	関係計画との連携		②高生産性優良農業地域対策に基づく広ている ③人・農地プランが作成されている について、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点	以下 5、A:5~6点、B:3~4点、C:2 とみがある c:図られていない づけられる見込みがある なし
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ①a:協議了 b:協議中 c:5	道路管理者、漁協等との着工前に重要な 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	文 実 を を で 最		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点以下) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;議会において事業推進に関する決議が得られている b:同意予定;内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c:未同意 ;同意が得られていない 一:該当なし		
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしく ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ①a:設立済 b:設立予定 c:未記 ②a:提出済 b:提出予定 c:未記	の有無 c:1点)の合計値により判断。 A:3点、B:2点、C:1点以下)	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整	c:1点)の合計値により判断。 A:3点、B:2点、C:1点以下) 整 -:該当なし	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置	た営農検討組織など、営農支援(検討)	
	緊急性		国営事業等関係する他の公共事業との関係 A:該当あり -:該当なし	系で緊急性が高い	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(8) 震災対策農業水利施設整備事業 (震災対策農業水利施設整備事業,農村地域防災減災事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

チェックリスト判定基準表 (8) 震災対策農業水利施設整備事業(震災対策農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業

	評1	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当	·図る計画となっている。 防止する計画となっている。	
効		農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持= (作物生産効果+品質向上効果+営農経に係る走行経費節減効果)(千円)/受【注;効果項目は年効果額:千円】※畑主体では作物生産効果は除く《農村地域防災減災事業》①一般地域、	・ 向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営農 :益面積(ha)	
			農村地域防災減災事業 ①水田主体地区:130千円/ha以上 畑主体地区:70千円/ha以上 ②水田主体地区:47千円/ha以上 畑主体地区:33千円/ha以上	①水田主体地区 : 130千円/ha未満 畑主体地区 : 70千円/ha未満 ②水田主体地区 : 47千円/ha未満 畑主体地区 : 33千円/ha未満	
		望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり)総農家数当たりの認定農業者の割合(=関係市町村の認定農業者数の計(人)/		
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		農地の確保・ 有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付面積の拡大①耕地利用率(%)=作物の計画作付②作付面積増加率(%)=計画作付		
				特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満
		農業生産基盤 の保全管理	○災害防止効果額(農業関係)(受益面和 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha =災害防止効果(農業関係)(千円)/受 ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】 《農村地域防災減災事業》①一般地域、	·年) ·益面積(ha)	
			震災対策農業水利施設整備事業 水田主体地区:310千円/ha·年以上 畑主体地区:410千円/ha·年以上 農村地域防災減災事業 ①水田主体地区:310千円/ha以上 畑主体地区:410千円/ha以上 ②水田主体地区:470千円/ha以上 畑主体地区:240千円/ha以上	水田主体地区:310千円/ha·年以上、 畑主体地区:410千円/ha·年以上 ①水田主体地区:310千円/ha未満 畑主体地区:410千円/ha未満 ②水田主体地区:470千円/ha未満 畑主体地区:240千円/ha未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
		農村の生活環境の整備	○災害防止効果額(一般資産+公共資産 災害防止効果額(一般資産+公共資産 災害防止効果(一般関係)(千円)/5 【注;効果項目は年効果額:千円】 《農村地域防災減災事業》①一般地域、	(千円/ha·年) 受益面積(ha)
			震災対策農業水利施設整備事業 150千円/ha·年以上 農村地域防災減災事業 ①150千円/ha·年以上 ②240千円/ha·年以上	150千円/ha・年未満 ①150千円/ha・年未満 ②240千円/ha・年未満
		地域経済への 波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積受益面積当たり他産業への経済波及効果業生産増加粗収益額(千円)/受益列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収、農村地域防災減災事業》①一般地域、	果額 (千円/ha·年) 面積 (ha)×(産業連関表の逆行列係数の 又益から現況粗収益を引いたもの
			農村地域防災減災事業 ①水田主体地区:89千円/ha·年以上 畑主体地区:500千円/ha·年以上 ②水田主体地区:2.8千円/ha·年以上 畑主体地区:300千円/ha·年以上	①水田主体地区:89千円/ha未満 畑主体地区:500千円/ha未満 ②水田主体地区:2.8千円/ha未満 畑主体地区:300千円/ha未満
		環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円 =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			農村地域防災減災事業 22千円/ha以上	22千円/ha未満
	環境への配慮	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点(4指標のうち1指標が「一」の場合は4点以下)(4指標のうち2指標が「一」の場合は以下)①a:行っている b:検討中 c:②a:踏まえている b:検討中 c:③a:図っている b:検討中 c:	系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 、 A: 8点以上、B: 5~7点、C:

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	事 環 境 へ 景観		② a : 踏まえている b : 検討中 c : l ③ a : 図っている b : 検討中 c : l	配慮 民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。 、A:8点以上、B:5~7点、C:
	②高生産等 振業 農業 農業 場 で で る:7点 (3指標 以下) (3指標 以下) (3 指標 (1) a:図 ② a:図		①都道府県等における防災計画等に位置・②高生産性優良農業地域対策に基づく広境 振興等総合振興対策に基づく地域別振農業振興地域整備計画、いずれかに位 ③事業実施地区が公害防止計画区域、特別域指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、②a:図られている b:図られる見 ②a:図られている b:指定される見	域農業農村整備促進計画、中山間地域 興アクションプラン、市町村が定める 置づけられていること 殊土壌地域等の各種法令、条例等で地 、 c: 1点)の合計値により判断。 以下 、 A: 6点、B: 4~5点、C: 3点 、 A: 3点、B: 2点、C: 1点) 込みがある c: 図られていない 込みがある c: 図られていない
②施設所有者、文化財管理者 な協議(予備)が合意に達 について、評価点(a:3点、 A:6点、B:4~5点、C (①または②が「一」の場合 (① a:協議了 b:協議中		①河川管理者との協議(予備)が合意に②施設所有者、文化財管理者等関係者、 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 な協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (①または②が「一」の場合は、A:3、 ① a:協議了 b:協議中 c:未付 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:多	道路管理者、漁協等との着工前に重要 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 点、B:2点、C:1点) 協議 —:該当なし	
	関連事業	との調整	①事業主体から概略構想(関連事業調書) ②共同事業(事業内容、事業費、アロケー について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 :3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。(①または②が「一」の場合は、A一:該当なし

	評/		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環等	業の実施環等		①事業計画の内容や負担金等、事業実施②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①が「一」の場合、A:3点、B:2、①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定a:同意済み;受益者の2/3以上の同意がb:同意済み;受益者の2/3以上の同意がc:未同意 ;土地改良区理事会了等、一:該当なし;地元同意を要しない②「議会の同意」とは3/1時点(想定)でa:同意済み;議会において事業推進にb:同意予定;内諾協議は了していない。:未同意 ;同意が得られていない	に対する関係市町村の議会の同意 、 c : 1 点) の合計値により判断。 点、C : 1 点) 点、C : 1 点) ご) での同意状況 得られている 、得られている 「意向」同意は得られている ごの同意状況 関する決議が得られている
について、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設 ②a:提出済 b:提出予定 c:未設 ②a:提出済 b:提出予定 c:未設 維持管理本制 ②維持管理方法と費用負担に関する でいて、評価点(a:3点、b:2 A:6点、B:4~5点、C:3点以 ①a:合意済 b:調整中 c:表		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
		(体制	①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	、 c : 1 点)の合計値により判断。 整
	営農支援	体制	受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置	
	緊急性	災害発生時の 影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能 ②事業の対象施設として基幹土地改良が との共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校 災害発生時に地域社会への影響(ライス について、該当する項目の数により判断 A:3項目、B:2項目、C:1項目、	施設(ダム、頭首工)やライフライン 交や医療機関等)が地区内に存在し、 フラインや交通等)が想定される。 所。
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が初 -:該当なし	复数年発生 C:被害が発生

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

^{※※}地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。

チェックリスト判定基準表 (9)公害防除特別土地改良事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地域指定解除のために、本事業と他事業を比較検討し、本事業での実施が最も効率的であると認められること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村又は原因者の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (9)公害防除特別土地改良事業

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、一:該当	防止する計画となっている。	
効		農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に 係る走行経費節減効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く		
			300千円/ha	300千円/ha	
農業の 関ましい農業 持続的 構造の確立 発展 ○認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者の割合(%) =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市					
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		農地の確保・ 有効利用	積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付数 ②作付面積増加率(%)=計画作付数	率(%)-現況作付率(%)	
			特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積 受益面積当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益i 列和)※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収	果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の	
			710千円/ha以上	710千円/ha未満	

		価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	た調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能 負担及びモニタリング体制等の調整が について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 (4指標のうち1指標が「一」の場合は 点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は 下) ① a:行っている b:検討中 c: ② a:踏まえている b:検討中 c: ③ a:図っている b:検討中 c:	住民の参加や地域住民との合意形成 Eを十分に発揮するための維持管理、費用 代況 (、c:1点)の合計値により判断。 以下 は、A:8点以上、B:5~7点、C:4 は、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない 踏まえていない
	環境への配慮	景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、費) について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以 (4指標のうち1指標が「一」の場合は 点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は 下) ① a:行っている b:検討中 c: ② a:踏まえている b:検討中 c: ③ a:図っている b:検討中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c : 1 点)の合計値により判断。
	関係計画との連携		興等総合振興対策に基づく地域別振興ア 興地域整備計画、いずれかに位置づけら ③事業実施地区が公害防止計画区域、特 指定がなされていること について、評価点(a:3点、b:2点 A:7点以上、B:4~6点、C:3点	 域農業農村整備促進計画、中山間地域振了クションプラン、市町村が定める農業振れていること 5. ス・1点)の合計値により判断。 5. 以下 5. 人 A : 6点、B : 4~5点、C : 3点以 6. ス・3点、B : 2点、C : 1点) 7. ス・3点、B : 2点、C : 1点) 7. ス・3点、B : 2点、C : 1点) 7. ス・3点込みがある c : 図られていない 7. ス・3点込みがある c : 図られていない
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:協議了 b:協議中 c:未 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:多	道路管理者、漁協等との着工前に重要な 、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 - : 該当なし 点、B : 2 点、C : 1 点) :協議 - : 該当なし

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境	関連事業	だとの調整 (を)	①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以 :3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。「①または②が「一」の場合は、A一:該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施②事業計画の内容や負担金等、事業実施③事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合に以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合にび「受益農家の同意」とは3/1時点(想象の言意済み;受益者の2/3以上の同意済み;受益者の2/3以上の同意済み;受益者の2/3以上の同意済み;受益者の2/3以上の同意がと:未同意 ; 土地改良区理事会い(②「議会の同意」とは3/1時点(想定)に、表明意予定;内諾協議は了していない。(3)「原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意 方原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意 方原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意済み b:調整中 c:未同意 方原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意 方原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意 方原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意 方原因者の同意」とは3/1時点(想定 高言済み b:調整中 c:未同意 方面音源 方面音源 方面音源 方面音源 方面音源 方面音源 方面音源 方面音源	に対する関係市町村の議会の同意 に対する原因者の同意 、 c : 1 点)の合計値により判断。 、 - : 該当なし は、 A : 6 点、 B : 4~5 点、 C : 3 点 は、 A : 3 点、 B : 2 点、 C : 1 点) 定)での同意状況 得られている 「意向」同意は得られている での同意状況 関する決議は未了 での同意状況	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	、 c : 1 点)の合計値により判断。	
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	、 c : 1 点) の合計値により判断。 整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討) 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置 -:該当なし		
	緊急性	被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害がね -:該当なし	复数年発生 C:被害が発生	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表(10)地すべり対策事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総事業総便益費≥1.0)
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	(関連工事)・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5. 地すべり等防止法及び事業 実施要綱等に適合しているこ と。	(防止工事) ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 (関連工事) ・受益面積が概ね3ha以上(ため池の整備については、概ね2ha以上)、及び総事業費が5百万円以上のもの。

チェックリスト判定基準表 (10) 地すべり対策事業

	評	価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当なし		
効		農業生産性の 維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積(一地区 保全対象面積のうち農地面積(ha/地 =地すべり地域及び地域外被害想定地 ^は	[区]	
			25ha以上	25ha未満	
	農業の 持続的	農業生産基盤 の保全管理		用施設・農作物の被害軽減)の割合(%) +間接的な被害軽減効果(農業関係))	
			132%以上	132%未満	
	農村の振興		○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果(一般公共) +家屋等の被害軽減)の割合(%) =(直接的な被害軽減効果(一般関係) /総費用×100	施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減 +間接的な被害軽減効果(一般関係))	
			61%以上	61%未満	
			○保全対象となる人家戸数(一地区当方保全対象となる人家戸数(戸/地区) 保全対象となる人家戸数(戸/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域		
			15戸以上	15戸未満	
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関する ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題につ 等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	いて地域で話合い(行政・住民合同会議 。	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
業の実施環境等	環境への配慮	生態系	した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態 ③生態系に配慮した計画について、地域 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能 用負担及びモニタリング体制等の調整 について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点 (4指標のうち1指標が「一」の場合に 4点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合に 以下) ① a:行っている b:検討中 c:② a:踏まえている b:検討中 c: ③ a:図っている b:検討中 c:	住民の参加や地域住民との合意形成 能を十分に発揮するための維持管理、費 を状況 、、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 は、A: 8点以上、B: 5~7点、C: は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点 行っていない 踏まえていない	
	環境への配慮	景観	 査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観 ③景観に配慮した計画について、地域住 ④景観の保全を目的とした維持管理、事整状況 について、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点以「(4指標のうち1指標が「ー」の場合に4点以下) (4指標のうち2指標が「ー」の場合に4点以下) ① a:行っている b:検討中 c:② a:踏まえている b:検討中 c: ③ a:図っている b:検討中 c: 	 民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調 (、c:1点)の合計値により判断。 下 は、A:8点以上、B:5~7点、C: は、A:6点、B:4~5点、C:3点 行っていない 	
	関係計画との連携		(防止工事の場合) 関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性が図られているか。 A:図られている、B:図られる見込みがある、C:図られていない		
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているか A:協議了、B:多くが協議中、C:多くが未協議、-:該当なし		
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケーション等)の事前了解 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし (①または②が「-」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点、-:該当なし)		
			① a :提出済 b :提出予定 c :未提出 ② a :協議了 b :協議中 c :未協議		

評価項目			評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	地元合意		(関連工事の場合) ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村長の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:同意済み b:同意予定 c:未同意 ② a:同意済み b:同意予定 c:未同意		
	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ② a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
	維持管理体制		①管理者(知事)と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整		
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討) 体制が整備されているか。 A:設置済 B:設置予定 C:未設置 -:該当なし		
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に②現地踏査により道路や家屋等の構造物 ③地表移動量調査(GPS等)により類 ④地中移動量調査(孔内傾斜計等)により類について、該当する項目の数により判断 A:4~3項目、B:2項目、C:15	物に変状がある。 累積変位がある。 より累積変位がある。 断。	
		被害の発頻頻度	過去の地すべり被害の発生履歴 A:直近5年以内に被害が発生 B:過去10年以内に被害が発生 C:過去20年以内に被害が発生 -:該当なし		
		災害発生時の 影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等 ③災害発生時に地域社会への影響(ラー について、該当する項目の数により判断 A:3項目、B:2項目、C:1項目、	イフラインや交通等)が想定される。 断。	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)